

第八回 参議院法務委員会會議録第七号

昭和二十五年七月二十九日（土曜日）午後二時三十分開会

本日の会議に付した事件

○繼續調査承認要求の件

○議員派遣要求の件

○鉄道公安職員の職務に関する法律案

（衆議院提出）

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

（平和運動に関する件）

（新聞社等の追放問題に関する件）

（文芸春秋掲載の記事に関する件）

（自衛権問題に関する件）

○委員（北村一男君） 只今より委員会を開会いたします。

先づ始めにお話したいことがございます。当委員会は今期国会も例の檢察及び裁判の運営等に関する調査をいたしておりますが、会期も終りに近づきましたので、本件に関する調査報告書を提出したいと存じます。本報告書は未了の報告でございます。これを提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員（北村一男君） 御異議ないと認めます。報告書には多数意見者の署名を要することとなっておりますから順次御署名を願います。

多数意見者署名

齋 武雄 宮城タマヨ
須藤 五郎 長谷山行毅
鈴木 安孝 岡部 常

棚橋 小虎 鬼丸 義齋
一松 定吉

○委員（北村一男君） 又、本件は閉会中においても、尙調査を繼續したいと思ひますので、繼續調査要求を提出したいと思ひますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員（北村一男君） 御異議ないと認めて、左様取扱います。

次に閉会中本調査のために議員派遣を行いたいと思ひます。派遣地、派遣議員その他後刻お話しいたすこととして、議員派遣を行うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員（北村一男君） 御異議ないと認めます。速記を止めて下さい。

午後二時四十三分速記中止

午後二時五十九分速記開始

○委員（北村一男君） 速記を始めます。

鉄道公安職員の職務に関する法律案を議題に供します。質疑は終了いたしましたものと認めて討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員（北村一男君） 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。尙修正意見がございましたら討論中にお述べを願ひたいと思ひます。

○一松定吉君 私はいく議題になつております鉄道公安職員の職務に関する法律制定に關しましては、我々はこ

の趣旨に鑑みまして、この制定の趣旨に大賛成であります。但しこの中で私は直ちにこのままに通過されるのでは將來種々の禍根を残す虞れありと思ひ量せらるべき点が二つござります。

その第一は、第七條の「小型武器を携帯することが出来る」ということについてこの必要のあることを承認いたしますが、この小型武器を使用するに當りまして、第八條のごとく、ただ單に「自己又は他人の生命又は身体保護に關し、やむを得ない必要がある場合」云云というだけの点では、余りにも範圍が茫漠としたておりまして、武器を使用する上における、な支障を来たす虞れがあると考へます。故に今他の武器使用に關する制限規定のある海上保安庁法、若しくは關稅官の取締の法律、あるいは警察官職務執行に關する法令等を細かに検討して見ますと、いろいろ制限が設けられております。私はそういう他の法律を勘案いたしまして、第八條も將來使用者をして万遺漏なきを期せしめる意味において、これを修正する必要があると考へるのであります。この意味におきまして、私は第八條を以下申上げます。

「この趣旨に修正を願ひたい。こういうことを皆様に話したい、且つ御賛同を得たいのであります。今その修正文を讀上げることにいたします。第八條鐵道公安職員は、その職務を行うに當り、特に自己又は他人の生命又は身体保護のため、やむを得ない必要

があることを認める相当の理由がある場合においては、その事態に應じ合理的に必要であると判断される限度において、武器を使用することが出来る。」かように修正をいたしたのであります。この文句は如何にもごつ／＼して

おるような確かなきしもあらずであります。併しながら海上保安庁の職員の武器使用、又は關稅官吏の武器使用或いは警察官職務執行に關する條の使用というような法文と比較いたしますと、ややこれと類似いたしておるのでありますから、この程度に規定するといふ必要があるといふことを痛感いたしました結果、かような少し堅苦しい文章を用いたのでありますからその点についての御了承を賜わりたいのであります。

その次に、第一條のいわゆる鐵道公安職員が職務を執行するその場所の範圍であります。それが第一條及び第二條に「その他鐵道施設」云々とあります。そうすると鐵道施設でありまると、日本国有鐵道の列車内、それと停車場これだけの範圍内において、今申し上げました第八條の制限に基いて拳銃を使用することは、さうに弊害があるとは考へられませんが、「その他鐵道施設以外の場所において」という、余りにも範圍が茫漠としたすのたけ區域を制限をし、そうして成るだけ弊害を少なからしむるということ、立法者の考へなければならぬところであると思ひいたしますので、その

範圍をかように制限したいのであります。第一條及び第二條の中で「その他鐵道施設」とありますのを、「その他輸送に直接必要な鐵道施設、かういふように改めましますと、その使用する區域が余程制限され、而も公安職員が職務を執行する上においてこの程度ならば何ら支障はないと考へますので、かように一つ修正をいたしたいと考へておりますからどうか皆様におかれましてはこれら点について、鐵道職員のみならず職務執行を期せられたいという意味において御賛成を賜わりたいといふことをお願いを申上げるのであります。その他の点につきましては、私は必要に鑑みて、最もこの立法は機宜に適したものと考へますから、その他は賛成いたします。ただ附加して申上げて置きたいのであります

るが、すべてこれは委員長が本會議に報告いたします際に特に御留意を賜わりたいことは、かように拳銃を使用することについて制限があります。併しながら海上保安庁の職員若しくは警察官の職務執行に關する拳銃使用の範圍等は尙より多くの注意事項がござります。拳銃を所持する方法、拳銃の彈を保持する方法その他成るだけ危害を少なからしめるために、この拳銃を使用するについての詳細なる心得等が規定されております。ゆえにこれに準じまして運輸大臣は、幸いにこの本法の六條に鐵道公安職員の捜査に關する職務を運輸大臣が監督するといふ規定があることを幸いに、この法の趣

のそれ自体は誠に私私望ましいものと考えております。ただ併しこの運動が、他の目的に利用されましてたる場合におきましては、その見地からこれに對し取締が必要となる場合もあるということを御了承願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 今法務總裁がおつしやいました他の目的ということは、私芸術家には分らないのですが、法務總裁はどういうことを、具体的に他の目的とお指しになるのですか、伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(大隈武夫君) その平和運動の實行されておきまるところの環境及び時期その他の具體的の事情に徴しまして、これが反米運動その他、他の目的に使用され、その目的が不法なものであるとせられる場合におきましては、當然取締をしなければならぬことに相成るのであります。

○須藤五郎君 それに純粹なる憲法の精神に從つた平和運動といふものに対しては、先考感成る御賛成があるものと

といふふうには受取れますが、その限界が非常にむづかしいのです。その限界はどういふふうにお考えになるのでしょうか。大変むづかしい問題だと思ひますが。

○國務大臣（大隈武夫君） その方法にして適當でありますならば、純粹なる目的の平和運動というものはこれは取締を受くべき筋合でないことは明らかであります。これが他の目的に供された場合或いはその目的はともかくとして、方法が不法であるとされる場合は、如何なるものであるかというお尋ねであります。この点につきましては個々の場合について判定いたす外はなかるるかと思へるのであります。

つていらつしやいますか、一つ承りた
いと思います。

○國務大臣（大橋武夫君） 須藤委員に
お答へ申上げます。平和運動というも

○須藤五郎君 それではお尋ねします
が、デモという言葉に就いては、デ
モというのはいくつかの見解を取
られておられるように見えます。デモにつきま
して……

○國務大臣(大橋武夫君) この点は政
府委員から御答へ申上げたいと思いま
す。

○政府委員(高橋一郎君) いわゆる集
会デモ行進なんか「デモ」ということ
をおおしになるかと思ひますが、やは
り示威行進という文理解釈せざる
を得ないと思ひます。例へば東京都
條例なんかで示威行進という言葉を使
つておられますが、併しその定義を與
ておりませんが、文理解釈を與へる
から判断せざるを得ないと思ひます。奇
声を発して街頭を行進するといふよう
なことを意味するかと思ひます。今直
ちに正確な定義をお答へすることはで
きません。

○須藤五郎君 そうすると大体デモと
言へば、相手方を威圧するような行為
といふふうに解釈してよろしいござい
ますか。人数の点とか、そういうこと
に關しましてはどうでございますか。

○政府委員(高橋一郎君) 人数で画一
的な基準を設けるといふことは到底困
難と思ひます。それから相手方を威圧
するといふことは必ずしも必要ではな
いといふやうな、こゝろに考へて
おります。

○須藤五郎君 昨日の東京新聞の記事
を見ますと、広島におきまして、東京
ガスの労働組合が、広島市で開催され
る予定の原子爆弾禁止平和擁護大会に
参加しようとして、港区芝新橋七の一、二座
別会館から赤鉢巻、白鉢巻、旗、自走車、原
爆禁止のスピーカーを掲げ、自走車で

出発したが、愛宕署では都條例違反容
疑で検査されたといふ記事が載つてい
るわけですが、これはどうも私達考へ
ますと、別に検査の対象になるような行
動でないように考へるのです。人数も
僅か八人です、目的がちゃんとあつ
き分つておられます、広島市の原爆
禁止の平和大会に臨むといふことがは
つきりして出発している行動ですが、
これを検査した根拠はどこにあるので
しょうか。

○政府委員(高橋一郎君) 新聞にその
よゝな記事を見ましたので調べて見た
のであります。国元測といふ人と外七
名、これらの人々が自走車を運んで独
立平和、原爆禁止といふスピーカーを
記した旗を掲げて、街路上を行進し
ておつたといふやうな事実らしいので
す。それを愛宕署で無届の集會示
威運動と認めて、これを東京都のい
ゆる公安條例違反といふことで現行犯
逮捕をしたわけでありました。これま
でこれは警察署のやつたことでありま
す。でこれを東京地方檢察庁に報告が
ありましたので、檢察庁の方としては
その報告に基いて、事案が輕微である
し、それから本人達が逃亡する虞れも
ない、こゝろで拘留請求といふ
ことはいたしませんで身柄を釈放とい
う措置をとつております。

○須藤五郎君 私は若しまだ釈放され
てないならば釈放をお願いしようと思
つておりましたが、釈放されております
したらそれで……

○政府委員(高橋一郎君) 釈放されて
おります。

○須藤五郎君 それからもう一つお尋
ね申上げたのですが、今日の新聞に
より見ますと、言論機關の追放が出てお
ります。あれは……

○國務大臣(大橋武夫君) 今日の新聞
紙上におきまして、私共も放送局並び
に東京都内におきまして主たる新聞社その
他言論機關からいわゆる赤の追放があ
つたといふ記事を見ております。これ
につきましてもは私共としては全然関知
いたしておりません。その理由等も別
に聞いております。

○須藤五郎君 或る話によりますと、
これが特審局のリストによつて、特審
局からリストが出て、それによつて行
われたといふことが言われておるので
ありますが、特審局といふのは實際と
いふ仕事をなさるところかお伺ひいた
したいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 特審局のリ
ストが出たといふ噂は聞いておりませ
ん。

○須藤五郎君 解雇された人達の話に
よりますと、会社は関係方面の示唆に
よつてなされたと言つておられるのであ
りますが、ボツダム宣言によりまして
と、すべて占領軍の示唆、いふものは、
政府を通してなされるものではないか
うに我々は解釈しているものでありま
す、今度のことは政府を通してござい
ますでしようかどうでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 関係方面の
示唆であるといふことも我々は聞いて
おります。又その関係方面の示唆
が政府を通じて行われたといふやうな
ことは全然ありません。

○須藤五郎君 労働基準法によりま
す、解雇するに當りましては、或る期
間の予告といふことが必要になつてい
ると思ひます。ところが今回

の解雇は即刻解雇ということになり、
そうして即時職場から立ち去れといふ
やうな言い渡しがされておられるのであ
ります。又その内容は、共産主義者及
びこれの同調者といふことになつてい
るものであります。共産主義者といふ
者でもない、同調者でもない、單なる
人、いわゆる組合においてこれまで活
躍に活動して来た人、又幹部から説ま
れてきた私的な関係におかれていて、
そういう人達まで今回解雇されてお
ると思ひます。これは國
内法に違反するものではないでし
ょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 労働基準法
によりまして、一定期間の予告を以
て解雇が成立するといふことに相成つ
ております。併しながらこの予告期間
に相當する期間の労働賃金の支拂をな
せば、即刻解雇できる、こゝろ解釈せ
られております。その他この言論機關の
追放関係のいろ／＼な点につきま
しては國內法上違法の点があるとはい
ふお尋ねでございますが、私達よく
事情を承知しておりますので、この
席では申しかねる次第でございます。

○須藤五郎君 これは非常に重大なこ
とであり、法務總裁の見解も非常に重
大だと思ひますので、今日はこの程度
に止めて、又他日に質問を留保し
て置きたいと思ひます。御了承願いま
す。

○委員(北村一男君) 伊藤委員より
質問を要求されておりますから、伊藤
委員どうぞ……

○伊藤修君 幸ひ法務總裁が御出席
になりましたから、この機会を利用し
て、と申しては甚だ失礼であります
が、一言お伺ひしたいと思ひます。

過日「文芸春秋」におきまして大野伴
陸氏が何か意見を書いた。それに対し
まして検事が又反駁文を掲げた。それで
あります。聞くところによりますと、検
事の反駁文につきましては、檢察官が
協議いたしまして、そうしていわゆる
河合檢察の名においてあの反駁文を
表した。こゝろに伺つておるの
であります。勿論出獄中の大野氏が
あゝ文章を公開されることにつ
きましては、或いは不謹慎の議りを免
れないかも知れませんが、ただこれに
対しましては、検事の名を以て反駁文
を出すといふことが、一体どうい
う根拠に基
くのか、或いは上司の法務總裁にお
伺ひを立ててかやうなものを提出し
たのか。さうではなくて、單独に
檢察官の協議に基いて出されたのか、
或いは河合氏の私的な御意見として
出されたのか、若し最後のものでは
あるならば、一体檢察官が職務を
執行される場合におきまして、さうい
ふやうな被告の取調中におけるとい
ふやうな私事を公開していいの
かどうか。さういふ点を、今後にお
けるところの檢察の運営について我
々としてもお伺ひして置きたいと思
ひます。法務總裁の率直な御意見を
伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今非常に
重要な問題について御質問頂いたので
あります。実は私「文芸春秋」誌上
におきまして当該文章につきまして
は、如何なる事情によつて掲載され
に至つたかといふことについて承知
いたしておりません。この点につ
いては十分調査をいたしまして、これが

理につきましては然るべく善処いたしたいと存じますが、いづれにいたしましても刑事訴訟におきまして、検事として事件を担当いたしましたる限りは、捜査上の機密と目せるべき事項を、仮りにさような方法において公表するといふようなことがございませう。これは由々しいことであると存じます。尙この点につきましては、只今申上げました通り詳細の事実を存じませんので、十分に調査の上善処いたしたいと存じます。

○伊藤修君 只今の法務総裁のお言葉は、突然の質問で止むを得んと存じますが、会期は明後日までですから、会期までに御答弁を頂けるのか。或いは次の機会にお譲り願うのか。若し次の機会にお譲り願うとすれば、当法務委員会に御書面で一ツ御回答を願いたいと思ひますが、如何でございませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今いづれに相成りまするか即答はいたしかねますが、いづれにいたしましても、成るべく速かなる機会に適當なる方法によつて当委員会にお答えいたしたいと思つております。

○伊藤修君 私は決して大野氏の言葉がいろいろ悪いのと、内容の問題を申し上げるわけではありませんが、その点は誤解を持たないようをお願いして置きます。又檢察官のお言葉がいろいろ悪いといふことを申し上げるわけではありませんが、飽くまで檢察官の立場として、いわゆる刑事訴訟法の運営の上においてそういうことが是認されるかどうかという点を、職務執行の上から、そういうような観点から御答を願ひたい。かように存じます。

置きたいたのですが、私は或いは今まで法務総裁の御発表になりました御意見を見落しているかも知れませんが、今日大變国内の自衛権の問題について論議が交わされておるのであります。つづさに各人々の御意見も新聞を通じて伺つておるのであります。自衛権の概念といたしましての問題はさて置いて、私のお尋ねしたいのは、今度作られるところの警察隊ですか、予備隊と申しますか、名称ははつきり知りませんが、少くとも七万五千といふものが容認されたところのあの警察予備隊が、目的は国内における治安維持のため、いわゆる予備隊として存置し、一朝事ある場合においてはこの者を動員してこれを防衛しよう、こういう趣旨であることは誠に結構なことだと存じますが、若しこれが外夷の場合において、いわゆる自衛権の発動が是認されるという前提の下において、この警察予備隊といふものがいわゆる自衛権の行使の道具として、或いは行使の一つの前衛としてこれが使用し得るや否や、いわゆる警察予備隊が自衛権の行使に役立ち得るや否や、使用することができ得るかどうか、この点をお伺ひして置きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) この予備隊の創設につきましては、お話のようにこの予備隊が将来国内において自衛権の行使その他の理由によりまして、外国軍隊と交戦するといふようなことに用いられるといふことは全然予想をいたして、おらないところであります。

○伊藤修君 法務総裁は私の質問の趣旨を取り違えておられるようでありませう。私は敢えて外国軍隊と申上げたわけではないのです。又国内におけると

ころの自衛権の発動として、或いは国民が義勇軍を組織し得ることは可能であるとか可能でないとかいろいろ説はありますが、その問題を今あなたと論議しようとは思ひません。たゞ警察予備隊を、自衛権の行使の場合においてこれを使用し得るや否や、外国軍に対して使用しようとか何とかいう冠詞をお付けにならずして、端的に使用し得るや否やといふことをお尋ねしたわけでありませう。

○國務大臣(大橋武夫君) 自衛権の行使といたしましては、國際法の認めたる範囲内におきまして、憲法上認められたる……、国内法上、憲法によつて認められたる一切の手段が許され得るものと考へます。勿論これはその場合に應じまして、緊急の必要に應ずる限度においてはあります。さうに考へております。

○伊藤修君 そういたしますと、國際法上の範囲内において認めるといふことになりませう。いわゆる外夷があつた場合におきまして、自衛権の行使の範囲内において警察予備隊を使用し得ることが可能である。かように了解してよろしいですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊の本来の目的は、国内における治安の確保といふことでございませう。国内における治安の確保のため、必要があればその限度においては認められるものと考へます。

○伊藤修君 勿論国内の治安維持のために使用することは當然のことです。私のお尋ねしておるのは、外夷があつた場合において、延いては国内の治安といふものはその面から侵されて来るのではありませんから、その場合においてそれが使用し得るや否や、そのところが法務総裁はお逃げになるのですが、御答弁ができないならでございませう。敢えて聞こうとは申しませう。できるならばそれをはつきりして置きたいと、こゝ申上げたのです。

○國務大臣(大橋武夫君) 私は別にこの問題について逃げる必要を全然感じません。

○伊藤修君 そんなら率直に――。

○國務大臣(大橋武夫君) 私の申上げた趣旨は、この警察予備隊の目的は、国内の治安を維持するため必要である。従ひまして日本の国内法上如何なる場合におきましても、この警察予備隊は国内治安を維持する以外の目的に使用されることは許されないのである。勿論これは今後できます警察予備隊の基礎法の内容と関連した問題であります。恐らくさういふ内容を持つたものとして警察予備隊は規定されるだらうと思つてあります。この前提の下におきまして将来外国からの勢力の侵入によりまして、国内において自衛権の発動が予想される、併しこの自衛権という觀念は、申すまでもなく國際法上の問題でございまして、國際法上自衛権で許されたあらゆる行為が、国内法であるところの憲法上許されるとは限つておらない。如何なる程度において許されるかは、これは憲法上の問題であります。従ひましてその場合において警察予備隊の目的が飽くまでも国内治安を確保する、こゝういふことに規定せられておりまする限り、自衛権を行使する場合であらうが、如何なる場合であらうが、警察予備隊はその治安上の必要な限度においてのみ用いられる、勿論この国

内の治安を確保するといふ意味においては使用することは差支えないのでありまして、これが延いては外国から侵入いたしましたる他の勢力によるところの治安攪乱に対抗する措置として拂われる場合もあり得るわけでありませう。併しなからそれは飽くまでも警察予備隊本来の目的の範囲内においてのみ使用され得るものである、かように考へるのであります。

○伊藤修君 そうすると法務総裁の御意見は、国内治安の維持を目的とする範囲内において受けて立つ、消極的な面においては勿論行動されるけれども、積極的にこの予備隊を使用する、いわゆる自衛権としてこれを発動せしむると、さういふことはあり得ないと、こゝういふに何つてよろしうございませう。

○國務大臣(大橋武夫君) 大体さうなことと存じます。

○委員長(北村一男君) 外に法務総裁に対して御質疑ございませうか。他に御発言がなければ、本日はこれで散会いたします。

午後四時二十八分散会
出席者は左の通り。

委員長	北村 一男君
理事	伊藤 修君 宮城タマヨ君 鬼丸 義壽君
委員	鈴木 安幸君 長谷山行毅君 山田 佐一君 齋 武雄君 棚橋 小虎君

衆議院議員

法務委員長

岡部 常君
一松 定吉君
須藤 五郎君

國務大臣

國務大臣

政府委員

法務府檢務局長

安部 俊吾君
佐瀬 昌三君
田嶋 好文君
大橋 武雄君
高橋 一郎君

昭和二十五年八月八日印刷

昭和二十五年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所